国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

共に北海道の未来を創る 第9期北海道総合開発計画

ウポポイ
NATIONAL AINU MUSEUM and PARK
民族共生象徴空間

令和7年6月20日
旭川開発建設部

# 特殊車両の取締りを行いました

～違反車両の運転手に対して指導を実施～

旭川開発建設部では、愛別車両計測所で第1回目の特殊車両の取締りを行いました。
**1台の違反車両に対し指導を実施しました。**

1 実施日時　令和7年6月10日(火)　13:30～15:30
2 実施場所　一般国道39号　愛別車両計測所(上川郡愛別町字中央:別紙参照)
3 取締結果　計測車両　全3台　うち**違反車両　1台**
（違反の内容）　許可証不携帯　**1台**
（指導の内容）　警告書交付　**1台**

**旭川開発建設部では、引き続き特殊車両の取締りを進めていきます。**

**【道路管理者から】**

無許可又は通行許可条件に違反した特殊車両は、道路附属物の破損を起こす一因となっていることから、 国土交通省では「道路の老朽化対策に向けた大型車両の通行の適正化方針」(※)に基づき、違反者対策の強化を進めています。

特殊車両の申請手続についてはお気軽に申請窓口(札幌開発建設部:011-611-4160)までご相談ください。

(※)「道路の老朽化対策に向けた大型車両の通行の適正化方針」は国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_000420.html

【問合せ先】国土交通省　北海道開発局　旭川開発建設部
公物管理課　課長　深澤　栄太郎(0166-32-2072)
上席専門官　中村　あづさ(0166-32-4592)
旭川開発建設部ホームページ　https://www.hkd.mlit.go.jp/as/
旭川開発建設部公式X(旧Twitterアカウント)　@mlit_hkd_as

別紙

## ●実施場所

### 愛別車両計測所（上川郡愛別町字中央）

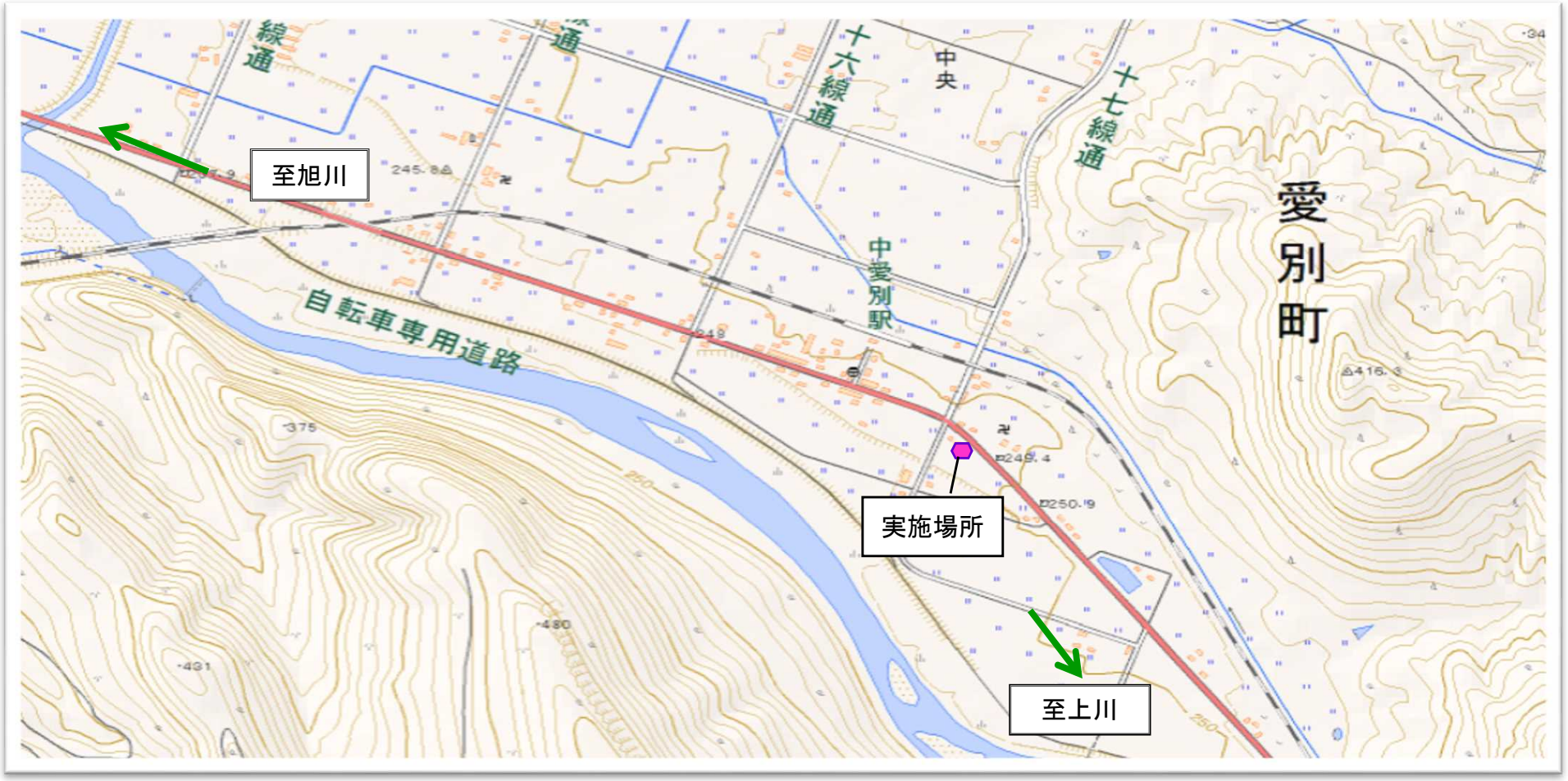


出典：国土地理院WEB

# 今年度第１回目の特殊車両取締りを実施しました。

令和7年6月10日(火)
＠愛別車両計測所

車両計測所

寸法計測

違反判定確認の様子

許可証等の確認

協力依頼の様子

ご協力ありがとうございました！

STOP!
無許可
運行

# 特殊車両の通行には許可が必要です!!

ルールを守って安全運行。国土交通省からのお願いです。

## 特殊車両通行許可制度とは?

道路はみんなの財産です。最近は、車も、運搬される貨物も大型になり、重量も重くなっており**道路が壊される**事故が増えています。せまい道路に大型車を通行させたり、一定の大きさや重さをこえる車（特殊車両）を通行させるときは、**道路管理者の許可**を受けるように、**道路法で定められています**。

### 下記の基準値をひとつでも超えると「特殊車両」です。

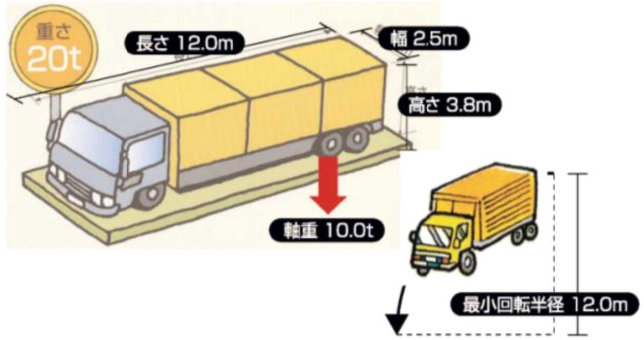


## みんなの道路が悲鳴をあげています!

道路を傷つける原因のひとつとして、**無許可や通行条件違反で通行**することがあげられます。ルール無視の車両が、**道路や橋に与える影響は多大**です。特に重量超過の車両が道路に与える影響は、非常に大きなものがあります。**ルールを守った運行**で、道路への悪影響を最小限に抑えましょう。

### 重量オーバーはこんな問題を起こします。

**橋が傷んでいます。**

●橋が壊れている様子。

**円滑な交通の流れを妨げています。**

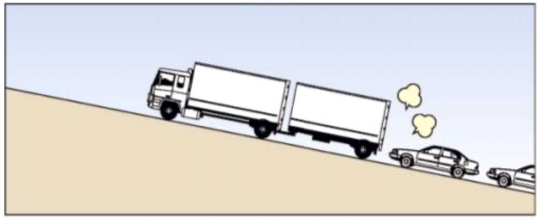

●坂道で速度があがらず交通に影響を与えている様子。

**ひび割れやわだちなどの発生。**

●舗装のひび割れの様子。